
露店等の開設届出

制度の概要

平成25年8月に京都府福知山市で発生した花火大会の火災を踏まえ、火災予防条例の一部が改正され平成26年8月1日から、催しにおいて火気を使用する露店等を設ける場合は、消火器を準備するとともに、消防署へ事前に届出が必要になりました。

届出対象

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、ガスこんろ、発電機、移動式ストーブ、炭火などの火気器具を使用する露店等を開設しようとする場合は届出が必要です。

なお、近親者によるバーベキュー、幼稚園での父母が主催するもちつき大会のように、相互に面識がある方のみが参加する催しなどは対象外です。

届出方法

1 届出に必要なもの

- (1) 露店等の開設届出書
- (2) 催し会場における露店等の開設区域及び消火器の設置場所等を記載した略図
- (3) 露店・屋台等の防火安全チェックシート

2 提出部数

2部

3 提出先

催しを開催する場所を管轄する秩父消防署、秩父消防署分署

様式他（「申請・届出様式ダウンロード」に掲載）

- | | |
|--------------------|--------|
| 露店等の開設届出書 | (Word) |
| 露店・屋台等の防火安全チェックシート | (PDF) |
| 略図作成例 | (PDF) |